

契約締結前の公表

施設維持管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）第129条の2第1項第2号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年4月27日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約をする内容

- (1) 業務名 清掃事務所・清掃工場周辺草刈業務委託（その1）
- (2) 業務内容 清掃事務所・清掃工場周辺草刈作業
- (3) 委託期間 令和8年5月から令和8年11月まで
- (4) 発注課 清掃事務所

2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条に規定するシルバー人材センター

3 申請方法

- (1) 見積書の提出期限 令和8年5月7日
- (2) 見積書提出先 清掃事務所